

「守口市立地適正化計画（案）」にかかるパブリックコメントの意見の概要と守口市の考え方について

- 【募集期間】 令和6年2月13日から令和6年3月13日まで  
 【募集方法】 広報もりくち2月号及び市ホームページに募集概要を掲載し、メール、郵送、各公共施設に設置の応募箱への投函により受付  
 【件数】 計2件（13項目）その他計画の内容に関係ないもの4項目

パブリックコメントに対する本市の考え方を下記の通り記載しています。なお、計画案への反映・修正事項はありません。

番号	ページ	パブリックコメント内容	本市の考え方
1	P.1～P.2	人口密度が高い守口市で、立地適正化計画は馴染むのですか？(P4概要参照)	本市においても、将来的な人口減少による人口密度の低下が想定され、市街地の空洞化、経済活動の低下等を招くことがないようコンパクトなまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定（改定）するものです。
2	P.3	地域核については、守口市が幹線で分断されていることから考えてもう一つ設定することが必要ではないのですか？	地域核については、これまでのまちの成り立ち等を踏まえ、「都市計画マスタープラン」において、位置付けているものです。
3	P.22	空家等の土地を利用して、スポット公園的なものを作れないでしょうか？	人口減少が見込まれる中で、財政的な観点等から、施設の持続可能性を考慮して、新たなスポット公園の整備は考えておりません。
4	P.23	「保育所等は充実しており」とありますが、令和5年度において待機児が発生したことについてはどう考えられていますか？また、0～2歳時において、未利用児数が300名を超えている状況をどう見られていますか？	立地適正化計画においては、市内における医療や福祉施設、保育所等の各施設からの徒歩圏で、市全域をほぼカバーしている状況を「充実している」と認識しているものであります。 なお、保育所等における待機児童対策などについては、別途所管課で適切に対応してまいります。
5	P.25	守口小学校の建設工事に伴う費用は、図Ⅱ-26の中に入っているのでしょうか？	図Ⅱ-26については、令和3年度に改定した「守口市公共施設等総合管理計画」において、公共建築物・インフラ資産に係る維持管理・修繕・更新費の概算事業費を算出したものであり、その時点において、各施設整備計画に位置付けられていない施設等を含むものではありません。
6	P.30	公的不動産の有効活用ですが、一度売却すると買い戻すことは不可能と思います。施設は耐用年数があるので、その為の代替用地として公園などにして残しておく必要があるのではないのでしょうか？	公的不動産の有効活用については、記載のとおりであり、主に売却を想定しているものではありません。
7	P.34	図Ⅱ-25（ページ24）から見ると、医療、福祉、商業等の都市機能は充足されていると考えられるので、充実が必要ですが集約化する必要はあるのでしょうか？	都市機能の集約により、その周辺への居住が誘導され、よりコンパクトな暮らしやすい都市が実現できると考えております。
8	P.35	都市機能誘導区域の設定ですが、守口市は幹線で4つに分断されているので、もう一つ区域割する必要があるのではないのでしょうか？	都市機能誘導区域については、「表Ⅳ-1 都市機能誘導区域の設定の要件」に基づき、「西部都市機能誘導区域」及び「東部都市機能誘導区域」を設定したものです。
9	P.60	建て替え促進時にマンションが建つと人口が増加して、公共施設の増築或いは新築が必要となるので、一定の規制は必要ではないのでしょうか？	人口減少、少子高齢化の進展が見込まれる中、建替え促進に係る規制等は考えておりません。
10	P.66～P.67	合計特殊出生率として、2.03は人口維持のための数字で目標としては大切と思いますが、現状からすると0～9歳児の人口推計に使うのは過大ではないかと考えます。推計としては、例えば女性が第一子を生む年齢を、25～39歳と考え、17年後となるので8～22歳の女性人口から守口市の現在の特殊合計出生率（データがないのなら大阪府のデータを使用等）に一定の幅を持たせ算出した方が現実味があると思います。又女性は結婚等により転入転出が考えられるので流出入人口に対しても注意が必要だと思います。どちらにしても、時点修正は必要と考えますか？	当該目標値は、令和2年度に改定した「守口市人口ビジョン」（以下、「ビジョン」といいます。）に基づくものであり、「第2期守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みを推進することにより、中期的・長期的目標として、平成27年度に策定した改定前のビジョンの目標を維持しているものです。
11	P.69～	防災について 過去、大阪湾から大きな被害を出した3大台風があります。特に、室戸台風に被害は壮絶だとお爺さんから聞きました。（1934年、9月21日三郷小学校の木造校舎が倒壊、児童が下敷きとなり、多くの同級生もその時に死んだと聞きました。あれから90年が経過しました。過去のからの自然現象の確率で、100年以上過ぎれば、大坂に大きな台風が来る予測が考えられます。 そこで、大きな台風（スーパー台風）910hpaが上陸予想された場合の被害予想とその対応について、適正化計画にも対応が必要かと思いました。 更に、2018年に来た台風も、守口市にも相当な被害がありました。950hpa以上は特に注意が必要と私は考えています。	立地適正化計画は、都市の拠点周辺に都市機能・人口の集積を図り、暮らしやすいまちづくりを進めるための計画です。 また、その都市機能や居住の誘導に際して、水害や土砂災害等の災害リスクを踏まえ、都市の防災に関する機能の確保を図ることを目的として、「防災指針」を定めるものです。 台風による災害としては、「水害」と「風害」が想定され、「水害」に係る災害リスクを踏まえたまちづくりの推進については、「第七章 防災指針」に記載しております。 一方で、「風害」については、一定条件における家屋の倒壊等の想定は困難であることから、立地適正化計画の策定目的を鑑み、災害リスクとしての記載をしていないものです。 ただし、台風による災害への対応等につきましては、別途「守口市地域防災計画」において定めておりますので、ご参照ください。
12	P.80	広域避難場所ですが、東部地域にもう一つは最低必要ではないのでしょうか？弥治右衛門公園などがそれにならないのでしょうか？	図Ⅶ-15は、防災指針に係る都市情報として、避難施設の状況を示しているものであり、避難施設の必要性等については、別途「守口市地域防災計画」をはじめとする各種計画の推進などにあたり、適切に判断してまいります。
13	P.98	防災上の課題ですが、避難所の人的配備やローテーションについてどう考えられておられますか？洪水や浸水などはそんなに長く続かないと思いますが、今回の能登半島地震を考えると長期の避難所の開設或いは仮設住宅の建設等が必要になると考えます。その為の人的な体制の確立は必要と考えますか？	避難所の人的配置やローテーションを含む運営に係る事項については、別途所管課において、適切に検討してまいります。